

静岡県告示第395号

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号。以下「条例」という。）別表424の13の項、424の14の項及び424の17の項中建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準又は同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち知事が別に定めるもの及び別表424の15の項、424の16の項及び424の18の項中建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち知事が別に定めるものを次のように定める。

令和7年5月23日

静岡県知事 鈴木 康 友

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律による手数料区分の基準

- 1 条例別表424の13の項、424の14の項及び424の17の項のその他の場合の一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の区分の金額の欄中建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準又は同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち知事が別に定めるものは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ②及び第10条第2号イ②並びに第1条第1項第2号ロ②及び第10条第2号ロ②に規定する基準とする。
- 2 条例別表424の13の項、424の14の項及び424の17の項のその他の場合の一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分又はその他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分の区分の金額の欄中建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準又は同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち知事が別に定めるものは、基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準とする。
- 3 条例別表424の15の項、424の16の項及び424の18の項のその他の場合の一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の区分の金額の欄中建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち知事が別に定めるものは、基準省令第10条第2号イ②及びロ②に規定する基準とする。
- 4 条例別表424の15の項、424の16の項及び424の18の項のその他の場合の一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分又はその他の建築物の区分の金額の欄中建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち知事が別に定めるものは、次に掲げるいずれかのものとする。
 - (1) 基準省令第10条第1号イ②及びロ②に規定する基準
 - (2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省令・国土交通省令第1号）附則第3項による基準省令第10条第1号ロ②に規定する基準

附 則

- 1 この告示は、令和7年5月26日から施行する。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律による手数料区分の基準（令和7年静岡県告示第222

号の４）は、令和７年５月２５日限り廃止する。